

# げんき便り

平成二十年三月

第四号 (毎月十日発行)



## 法律の変わり目

### 男女雇用機会均等法

平成十九年四月に男女雇用機会均等法が改正されまもなく一年がたちます。「性別を理由にした差別」は分かりづらい部分があるため、法律の解説となる指針に差別となる事例が具体的に示されています。さて、次のものは性別を理由にした差別にあたるでしょうか？

① 一般職の採用を女性に限定する

② 採用面接で、子供が生まれたり仕事を続けるかを女性だけに質問する

③ 残業や深夜業が多い仕事場へは男性だけを配置する

④ 男性は通常の仕事だけだが、女性は通常の仕事に加えて、お茶くみや掃除当番がある

⑤ 営業部門で、男性は出勤だけである

⑥ 仕事上必ず必要とはされないのに一定以上の身長・体重・体力を採用条件とする

指針では、①～⑥はすべて差別にあたるとしています。この他にも多数の事例がでていきますので、女性を雇用されている方は一度確認されるとよいでしょう。



## ～ちょこっとコラム～

二月に高校で「就職する前に知っておくべきこと」という題目で、労働基準法や健康保険、年金について講演をする機会がありました。進路指導の先生とお話をしました

二月に高校で「就職する前に知っておくべきこと」という題目で、労働基準法や健康保険、年金について講演をする機会がありました。進路指導の先生とお話をしました

セミナーでは、もっと早く知っておけばよかったという感想を聞くこともあり、進路指導の先生も最近の労働市場からその必要性を感じていたのかもしれない。さて。とはいっても相手は高校生。この、『かたくなるしいほりの話』をいかに興味をもって聞いてもらうか？クイズ形式にしたり、高校生の珍回答も取り上げて、と。事前にいろいろ想定しつつ、学習室へ。百三十人の中にはさうとした目の高校生もいて、話し始めたら積極的に参加してくれた。就職したら職場で必要とされる人になってほしいなあと思いつつ帰路に着いたのでした。

発行者  
社会保険労務士まつもと事務所  
社会保険労務士 松本 陽子

TEL 0480-25-0378  
FAX 0480-53-6432

<https://matsumoto5.com>

勤めていたのに年金の記録が無い？

引き続きテレビの情報番組で年金の話題が取り上げられています。国民年金、厚生年金など公的な年金が仕事の範囲である社会保険労務士に対して、行政から様々な協力依頼がきます。私も定期的に年金記録確認第三者委員会で「加入記録が無い」という申立てに対する調査を行っています。自営業、学生、求職中の方等は国民年金に、会社勤めの方は厚生年金に加入しますが、調査では同じ会社に勤めているにも関わらず数ヶ月加入していないことになっている事例がかなり見受けられます。かつて、転職のたびに元の事業所の厚生年金から抜いて、新しい事業所で厚生年

知っておきたい

## 年金の話「消えた年金の対処法」

金の加入手続きをする、という時期がありました。今は本社一括で手続きが可能ですが、かつては支店単位で事業所単位で手続きをしなければならなかったのです。そのため、事業所間で連絡ミスにより、厚生年金を抜いた日と再度入れた日の間に空きをつくってしまうと、厚生年金に加入していない期間となってしまう。

厚生年金の加入期間へと訂正するためには

厚生年金の記録が誤って未加入期間になっている場合で、当時の給料明細を持っており、その給料から保険料を引かれている場合は、加入者自身に責任はないため、加入

記録を訂正できる可能性が高くなります。給料明細等、保険料を引かれていた証拠がなくても、雇用保険の加入履歴や会社が作成する在職証明書、人事記録等から在職が証明されればそれも証拠となります。

さて、証拠から記録が訂正されるべきだとした場合、次はそれが社会保険事務所と会社どちらのミスかを判断します。会社のミス（例えば届出に書いた日付が誤っていた等）の場合当時納めなかった保険料を現在の価値に換算した額を社会保険事務所が会社へ請求することになりました。明らかに会社のミスにも関わらず今回請求された保険料を納めない場合は、会社名が公表されます。



### 「きつばの花束」

『きつとあなたがいいという人がいるから』

勉強会で一緒にいる社労士の方の言葉です。まだ開業して間もないとき。「仕事の調子はどうですか？」「今はそれほどもなく」。まだ始めたばかりじゃないですか、きつとあなたがいいという人がいるから気長にやるといいですよ、はっはっはっ。

悩みも吹き飛んでしまうおらかな言葉でした。「きつとあなたがいい人がいる・・・」。人と人とのつながりを感じる、なんだかい言葉です。



### ○【4通目】 人間に咲く花

木々や草花に変化がある時期。一日一日グングンと成長する植物達を見逃せない。しみじみと思う事がある。人間も春にグンッと成長するんじゃないかって。動植物と同じような季節のサイクルが人間の体にも起こっているんじゃないかって。

人間は冬眠したりしないけれど、春になると持って生まれた体中の細胞の先端が目覚めて、微細な枝を広げるような感覚がする。導かれるように心が前向きになって、行動意欲が湧いてくる。ただ暖かくて過ごしやすいただけが理由ではないような気がする。

人間には緑の新芽が出てくるわけでも色とりどりの花が咲くわけでもなく、季節の変化は大木になった常緑樹のようにわかりにくい。けれど、自然界の何にも劣らない神秘的な生命の泉を持っているはず。

春です。いつもの大地を元気に歩き、まぶしい空を仰ごう。今日という毎日の中に綺麗な花を咲かせていこう。

寄稿 kinomi (園芸療法協会認定員)

緑のサプリは残念ながら次号よりしばらくお休みとなりました。  
創刊号よりご協力頂いた kinomi さんには、感謝です。

### 秘するが花

観世流の仕舞を習い始めて六ヶ月が過ぎた謡い初めのときに、全員を集めて、師匠が次のようなお話をされました。

花には桜のように大きな木に満開の花を咲かせるものもあり、野辺の片隅にひっそりと咲く花もある。舞台上今日はじめて舞う方たちは、桜のような花を見せようと思わないでいい。これは能楽の元祖である世阿弥の秘するが花に通じるもの。今まで、習ってきた基本を表直こ舞ハなさい。

「私も何か書いてみたくなりました」と社会保険労務士横山清春氏からご連絡を頂きました。日頃から温かな言葉をかけて下さる方です。今月より数回にかけて連載予定です。



## 働く人の法律問答 4月から変わるパートタイム労働法とは

(前月の「法律の変わり目」でお伝えしましたが、改正間近ですのであらためて、少し詳しくお伝えします)

### マツ社労士はタケ社長から、こんな相談を受けました。

**タケ社長** : 4月からパートの法律が変わるってあちこちで耳にするけど、うちの会社にもパートがいるから、私も知っておかなくちゃならないと思ってねえ。そもそもパートは全員対象なのかい？

**マツ社労士** : パート、アルバイト、嘱託社員と分けていたとしても、呼び方に関わらず、正社員と比べて勤務時間の短い人は全員対象です。社長の会社は正社員が週40時間で働いていますから、それより短い方が対象ですね。

**タケ社長** : なるほど。ところで今回はなぜ改正することになったんだい？

**マツ社労士** : パートとはいえ、職場で責任ある役割を担ったり、仕事が正社員と同じ人もいますが、賃金などの会社の待遇が働きに見合っていない、つまり公平に処遇されていないなかったり、パートとして就職するとなかなか正社員になれなかったりという問題があって、それを改善しようということです。

**タケ社長** : たしかにうちの会社もパートさんは大きな戦力だしなあ。ところでこれからどんなことに注意すればいいのかな？

**マツ社労士** : まずは、社長がこれまで入社時に渡している労働条件通知書の項目以外にも、「昇給・退職金・賞与の有無」を文書にして渡す必要があります。本人が希望するならメールやファックスでもかまいません。それと、正社員を募集するときは社内にその内容を掲示して、パートが正社員になるチャンスを与えなければなりません。例えばハローワークに求人募集を出したら、その内容を社内のパートの方が見えるところに貼るといったことです。優先的に採用することまでは求めていませんが。また、賃金や教育訓練、福利厚生施設の利用なども正社員と比較して不公平にならないような処遇が求められています。

**タケ社長** : なるほどねえ。4月にパートを募集する予定だから、採用するときは、パートの人に渡す文書の書き方を相談することにしよう。

※法律から想定して問答を作っています。お知りになりたい内容がございましたらご連絡下さい。

## 編集後記

二月の日曜日に、友人と上野へ。ピアノのコンサートを聴いた後、たまたま見かけた国立科学博物館の「ナスカ展」へ。ナスカの地上絵の写真や当時の道具が展示されていた。道具は地上絵のような幾何学模様が施されていくわいらしかった。地上絵の理由は未だ定かではないとのこと。最終日のためかすごい人の数でした。その後、ご飯を食べつつ近況報告会。友人は先日開催された東京マラソンで給水ボランティアをして、仮装した参加者もいたりと見ていて楽しかったとのこと。そして私達も来年参加してみようか、という話に(十キロコースの方で)。果たして実現なるか？まずは体力作りからスタートです。